告示

○内閣府告示第百三十四号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第三号に該当する事業等の項の一中「を除く。）」の下に「等」を加え、同項の二十三を二十四とし、五から二十二までを一ずつ繰り下げ、四の次に次のように加える。

五	大規模改造（統合）（小学校及び中学校に限る。）	

別表第四号に該当する事業等の項中「基幹災害医療センター施設整備事業、地域災害医療センター施設整備事業」を「基幹災害拠点病院施設整備事業、地域災害拠点病院施設整備事業」に改める。

別表第五号に該当する事業等の項中

「農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）	」を

「農地整備事業
農業基盤整備促進事業
農業農村整備実施計画策定事業」

に改め、「（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収（単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）」、「（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。）」及び「（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。）」を削り、「平成二十二年度又は平成二十三年度に沖縄県又は市町村が」を「沖縄県又は市町村が既に」に改める。

別表第七号に該当する事業等の項中「防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。）」を「補助的防波堤整備事業」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○内閣府
財務省告示第四号**

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号中9及び10を次のように改め、11及び12を削る。

9　沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する次に掲げる資金

(1)　平成三十四年三月三十一日までに、次に掲げる事業を行う者が、当該事業を行うために必要な設備資金

ア　県内事業者による海外展開事業（外国企業に対する転貸資金を含む。）

イ　情報通信関連産業の集積事業

ウ　地理的特性を踏まえた交通体系の整備事業

(2)　民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した民間資金活用型社会資本整備事業を行う者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項第一号から第五号までに規定する施設の建設等の事業に必要な資金

(3)　地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公営事業民営化等促進に資する事業を行う者が、当該事業を行うために必要な資金

(4)　沖縄において環境対策の促進を図るため、適正な廃棄物処理に資する事業を行う者が、当該事業に必要な施設の整備に必要な資金

(5)　沖縄においてエネルギー対策の促進を図るため、再生可能エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者が、当該エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金

10　駐留軍用地跡地関係市町村において、駐留軍用地跡地の開発や駐留軍用地の存在による土地利用上の障害の改善に資する次に掲げる事業を行う者が、当該事業を行うために必要な資金

(1)　駐留軍用地跡地関係市町村における延床面積が五千㎡以上の建築物の整備事業（五千㎡以上の建築物の一部を取得する事業を含む。）

(2)　沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告以降返還された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む。）又は土地の造成事業

第二号中「12」を「10」に改める。

**○内閣府
財務省告示第五号**

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号9に次のように加える。

(8)　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十条に基づく実践型地域雇用創造事業における雇用拡大メニュー又は人材育成メニューを受講し、同事業における雇用創出実践メニューで開発した商品、ノウハウ等を活用して創業又は新事業の開拓を行おうとする者であって、新たに雇用を行う者

第一号11柱書き中「有効利用等の」を「有効利用等並びに都市の低炭素化により」に改め、同号11中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者

第一号11に次のように加える。

(5)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物の新築等を行う者

第二号に次のように加える。

8　駐留軍用地跡地関係市町村において、駐留軍用地跡地の開発や駐留軍用地の存在による土地利用上の障害の改善に資する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金

(1)　駐留軍用地跡地関係市町村における延床面積が五千㎡以上の建築物の整備事業（五千㎡以上の建築物の一部を取得する事業を含む。）を行うために必要な資金

(2)　沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告以降返還された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む。）を行うために必要な資金